

ii) 仰木小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

仰木小学校は、市の北西部にある小学校であり、設置年度は明治6年である。市街地から離れたところにあるため、従来から比較的小規模な学校であった。

昭和60年頃から、JRおごと温泉駅北部の仰木の里地区にニュータウンが造成されたため、仰木小学校の校区を分割する形で仰木の里小学校及び仰木の里東小学校が新たに設置されている。仰木小学校から仰木の里小学校までは直線距離で約1kmの立地にある。

ここ数年はさらに児童数が減少しており、適正化ビジョンでは平成28年の83名から、令和2年には82名、令和12年には64名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には72名となっており、想定を上回るペースで児童数が減少していることが分かる。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年1月31日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・財政面ばかりを考えているように見られる
- ・地域の良さを生かせるように地域とともに進める必要性
- ・小規模特認校の制度

等、様々な意見が出されている。

iii) 日吉台小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

日吉台小学校は、市の中北部地域、JR比叡山坂本駅の北側に位置している。その成り立ちは、小野小学校と似ており、日吉台地区のニュータウンの開発に伴って児童生徒が急増することとなったことから、昭和57年度に設置されたものである。

ここ数年はニュータウンの高齢化に伴い、大幅な児童数減となっており、適正化ビジョンでは平成28年の157名から、令和2年には128名、令和12年には95名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には121名となっており、想定を上回るペースでの児童数の減少となっていることが分かる。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年2月2日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・コミュニティ・スクールに関する取組について
- ・住み替えによる将来の人口増の可能性も考慮する必要性
- ・小規模学校のメリットと不安について

等、様々な意見が出されている。

iv) 上田上小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

上田上小学校は、市の東部にある小学校であり、設置年度は明治6年である。市街地から離れたところにあるため、従来から比較的小規模な学校であった。

びわこ文化公園都市の居住地区として、青山地区、松が丘地区にニュータウンが造成されたため、上田上学区から分離する形で平成4年に青山小学校が新たに設置されている。上田上小学校から青山小学校までは直線距離で約2kmの立地にある。

ここ数年はさらに児童数が減少しており、適正化ビジョンでは平成28年の72名から、令和2年には60名、令和12年には45名まで減少すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には77名となっており、想定と異なり、児童数は横ばい又は微増傾向で推移していることが分かる。その要因として、学校選択制を利用して校区外の児童が上田上小学校に通学しているケースもあるとのことであった。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

上田上学区は比較的面积が広く、南側は田上小学校に近い一方、北側は青山小学校に近い。

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年2月14日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・成り立ちからした近隣校との統合の抵抗感
- ・適正化ビジョンの検討・公表プロセス

・学校だけでなく、地域全体のまちづくりの観点からの議論の必要性等、様々な意見が出されている。

(イ) 学校統廃合に向けた検討について

i) 統廃合における教育的観点からの検討必要性（意見）

教育委員会では、適正化ビジョンにおいて3つの観点を掲げているが、各学校区における意見交換会等では、地域コミュニティにおける学校の役割の観点についての意見も多数あったとのことであり、同観点も重視している。そのため、上記の4小学校を含め、学校統廃合に向けた具体的な検討は行われていないとのことである。同観点につき、その重要性を否定するものではないが、教育的観点についての配慮が行えているといえるか、十分に検討する必要がある。小学校6年間でクラス替えができない、運動会で切磋琢磨できない、等は教育的観点からはやはり課題であり、様々な能力・才能をもった児童と交流し、自らを高める、また、様々なことに興味・関心を持つ機会を与えるうえで、一定程度の学校規模を確保することの重要性も、児童が少なくなった地域コミュニティに対して継続的に訴えていく必要があるのではないかと考える。

地理的に通学困難な状況に置かれているのであればまだしも、上記で取り上げた小学校は、通学範囲として常識的な範囲内に他の学校が立地しており、教育的観点を考慮した、学校の一定規模確保のための統合についても教育委員会として検討が必要である。

ii) 地元との十分な意見交換の推進（意見）

平成28年に適正化ビジョンが公表され、平成29年に実施された各学校区における意見交換会の後、どのような取組を地元に対して行っているのかを教育委員会に確認したが、具体的な協議は一部の学区を除き行われていないとのことであった。その理由は、適正化ビジョンにおいて統廃合は選択肢のうちの一つであり、各学校区において統廃合の機運が高まっている訳ではないとの理由から行っていないとのことであった。

適正化ビジョンの公表から4年が経過しているが、適正化ビジョンで示されたとおり、着実に児童数の減少が進んでいる状況にある。また、将来小学校に進学する乳幼児の数も市内で減少が続いており、適正化の必要性は高まっているといえる。

地元の意向に十分配慮することは言うまでもないが、iii) で記載する中長期的な課題解決の観点を踏まえつつ、丁寧かつ継続的な地元との対話を進める必要がある。

iii) 中長期的な観点からの検討の必要性（意見）

学校の統廃合は、本稿で取り上げた様々な課題・論点と密接に関係しており、中長期的な観点から検討が必要となることに留意が必要である。以下では、各課題との関係性について取り上げる。

まず、学校統廃合は、教員の負担軽減の観点から重要である。複数の小学校が存在すれば、単純に学級数が増加し、担任の数が増加するという面もあるが、各々の小学校で必ず必要となる役割（校長、教頭、生徒指導担当、いじめ対策担当教員等）がある。教員の定員数増加が難しい状況において、別項で記載している働き方改革とともに、学校統廃合によって、一つの小学校により多くの教員を配置することによって、教員一人ひとりが担う役割を緩和することができるのではないかと考える。

また、学校統廃合は、教員の大量退職への対応の観点からも重要である。市の教員の年齢構成は、20代～30代前半を中心とする若手層と、50代後半を中心とするベテラン層で大きな山を形成しており、50代後半のベテラン層が今後一斉に退職することになる。今後も同じ学校数を維持しようとした場合、退職した教員数と同じだけの新規採用を行わなければならないが、その場合、採用してから学校統廃合を進めたとしても、教員の人員を減らすことはできなくなる。短期的には小学校全体での35人学級対応のため教員数の増員が必要となるものの、少子化の改善が容易に想定されない中、教員数に大きな影響を与える学校統廃合は、ベテラン層の退職が進む今後10年間で戦略的に進める必要がある。

また、市は、学校施設の施設マネジメント方針（建替え・長寿命化・減築等）について、現在教育委員会で検討を進めているとのことであるが、長寿命化や建替えの意思決定を行った後は、当面は整備した校舎を使用し続けなければならないことになる。その後は、統廃合等の意思決定が行えないことになるため、そのような観点からも統廃合に向けた方針設定を先に進めておく必要がある。

また、学校統廃合は財政面の問題への対応といった側面もある。少子化により、ピークの昭和57年度から約21%児童が減少しているにも関わらず、学校数は37校のまま、教員数も増加傾向となっており、小学校における35人学級への

切り替えといった少人数学級等の国の施策を考慮したとしても、市の財政負担は明らかに高まっている。一方で、教育の質向上の観点（ICT教育の充実、ALTの増員等の予算捻出）から、今後更なる予算が必要になることが見込まれる。市財政全体を見た場合に、教育分野だけを聖域として予算を維持・拡大することはできない。

以上のように、学校統廃合の議論は、教育委員会が抱える様々な課題・論点と密接に関係しており、統廃合によって生み出される人的・物的・財政的な資源を有効活用することで様々な問題解決に繋げることができるといえ、その点を考慮したうえで検討の加速が求められる。

学校統廃合の議論において、地元の母校がなくなることに對する地元からの不満、喪失感は容易に想定されるものであり、難しい合意形成になることは避けられず、時間を要することは明白である。5年後、10年後に学校を統廃合するとしても、今から議論しておかなければ到底合意に至ることはできず、将来のタイムラインを意識した早め早めのコミュニケーション、グランドデザインの提示が重要である。

また、下記の守口市の例で見られるように、地域からの意見を丁寧に汲み取り、納得性のある合意を形成することも重要である。

（例）守口市 学校統廃合事例

守口市では、平成24年3月に「守口市学校規模等適正化基本方針」を公表して以降、5件の小中学校の統廃合を行っている。

下記の事例では老朽化した校舎の建替えとともに、小中一貫校の設置といった新たな取組を組み合わせている。また、地元PTA等が主体となる統合校連絡会から様々な提言書を受け付け、地元の意見を踏まえて在り方を検討している。住民理解のためのワークショップも数多く開催し、住民とともに新たな学校を作り上げる努力がなされている。

守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校の統合経過（現 さつき学園）

年月	事項
平成24年3月	守口市学校規模等適正化基本方針公表
平成24年7月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会設立
平成24年8月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会だより発刊（以後平成26年12月まで12回発刊）

平成 24 年 12 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第一次提言書 提出
平成 25 年 2 月	守口市立小中一貫校施設整備実施計画策定
平成 25 年 4 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 25 年 10 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 1 月	(仮称) さつき学園ワークショップ実施
平成 26 年 3 月	守口市立滝井小学校・春日小学校・第三中学校 統合校連絡会 第二次提言書 提出
平成 28 年 4 月	統合校 (さつき学園) 開校

(出典：「守口市ホームページ」より抜粋)

iv) 公共施設マネジメントと連動した学校統廃合の検討 (意見)

学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。ニュータウンとして整備された地域は、どうしても年齢別の人口構成がいびつにならざるを得ず、古くは多摩ニュータウン等、他の市町村においても人口構成の変化に伴って公共施設の配置を見直してきた。上記で取り上げた4地域においても、小中学校に通学する児童生徒が減少している一方、高齢化は進展しており、高齢者のための福祉施設は逆に不足しているケースも想定される。単に学校をなくす、ということではなく、学校の代わりに必要となる公共施設の整備とセットで議論する等、学校統廃合を地域の在り方を検討する中での議論として捉えるべきである。

4. 学びの支援

(1) 学校給食

①実施した監査手続

- ・担当課に質問及びヒアリングを実施した。
- ・契約書等の関係書類を閲覧した。
- ・天津市内の小学校及び中学校へのアンケートを実施した。
- ・東部学校給食共同調理場を現地調査した。

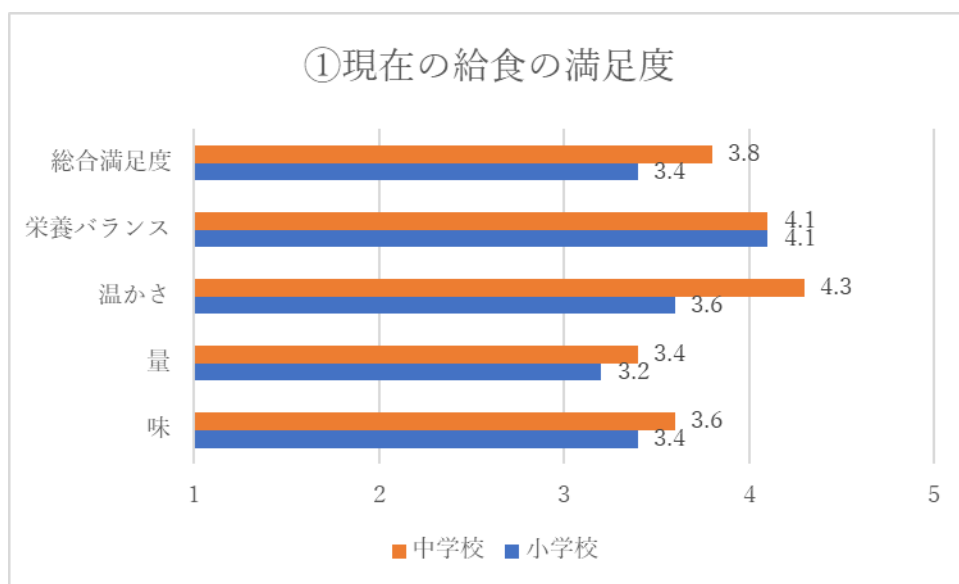
②結果及び意見

(ア) 実施したアンケートの結果及び分析内容

学校給食の満足度を調査するため、市内の小学校及び中学校へアンケートを実施した。

アンケートは、①現在の給食の満足度、②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価について5段階で回答する形式で実施した。

なお、②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価については、比較が可能な旧東部学校給食共同調理場から給食が配送されていた小学校に対してのみ実施している。



(1. 不満、2. やや不満、3. どちらでもない、4. やや満足、5. 満足)

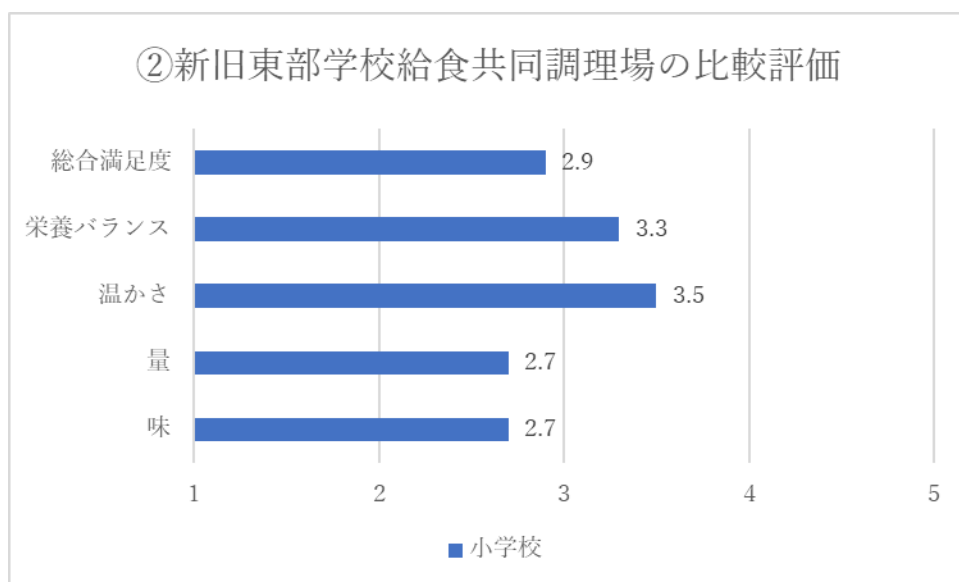
回答結果を見ると、①現在の給食の満足度では、全ての項目において、中学校の方が小学校よりも満足度が高くなっている。これは、従来給食のなかった

中学校において、新たに開始された学校給食が好意的に捉えられている結果であると考えられる。

特に「温かさ」の項目が最も高く、4.3ポイントとなっている。

中学校給食は令和2年1月より開始されたが、これに伴い食缶も保温機能の高いものを採用している。加えて、学校給食が開始される前は、弁当又はスクールランチ（個別注文による業者弁当の配食サービス）といった冷めることを前提とした昼食を取っていたため、中学校では温かさという点において、より学校給食の重要性を感じている結果ではないかと推測される。

また、小学校を含め、全ての項目において標準値である3.0を超えていることから、学校給食に対して概ね満足しているということが分かる。



(1.悪くなった、2.やや悪くなった、3.どちらでもない、4.やや良くなった、5.良くなった)

②新旧東部学校給食共同調理場の比較評価では、「総合満足度」が新旧で変化がないとする3.0ポイントをやや下回っているものの、「温かさ」では3.5ポイントと従来に比べ良くなったと評価されている。これは新東部学校給食共同調理場の新設と同時に食缶等が保温力の高いものに変更されたためと考えられる。

また、アンケートには自由記載欄を設けており、各校から様々な要望があったが、その中で多かった声として「米飯を主食とするメニューの増加」が挙げられる。

米飯を主食とするメニューの増加は、当該アンケート実施前より各校から希望があったため、令和3年度より米飯の割合を増やし、現在の米飯週3回、パン週2回から米飯週4回、パン週1回となることが決まっている。この点、教育委員会では各学校からの要望を踏まえ適切に対応していると考えられ、今後も引き続き各学校からの要望に適時適切に対応することが望まれる。

(イ) 再委託先の管理（結果）

東部学校給食共同調理場への現地調査を行った際に、委託業者以外の会社が業務に関わっているものと思われたため、再委託を行っている場合の契約書の規定について確認を行った。

まず、大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業にかかる契約の事業契約書（以下「事業契約書」という。）の第21条第1項において以下のとおり記載されている。

「事業者は、本件業務の全部又は一部の遂行を、提案書類に基づき構成企業又は協力企業に対して、委託し又は請け負わせるものとする（以下、委託又は請負を併せて「委託等」という。）。なお、事業者は、本件業務の全部又は一部の構成企業又は協力企業以外の者（以下「構成員等外者」という。）への委託等を行う予定について、予め事業計画書（第28条参照）にその旨明記（市が事業者との事前の協議により、当該業務の全部又は一部を当該構成員等外者へ委託等することを承諾した場合に限る。）する。」

この点、事業者は再委託を行っているものの、事前にその旨が明記された「2020年度 年次業務計画書」を市に提出しており、市も再委託を承認している。

しかしながら、事業契約書第21条第3項において、以下のとおり記載されているが、市は構成員等外者である運送会社と事業者との委託契約書の写しを再委託の承認時に入手していなかった。

「事業者は、構成員等外者委託契約が締結された場合（事業計画書に基づき委託等を行う場合を含む。）には、市に対して、締結済みの構成員等外者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約書及び法令上作成の必要な施工体制台帳等の写しをそれぞれ提出するものとする。」

その後、委託契約書を入手しているが、事業契約書第21条第3項は再委託における品質管理の観点から重要なものであるため、管理者として適時な資料の入手が必要であった。

(ウ) 自校方式の給食可否の継続的な検討（意見）

志賀中学校では大津市と志賀町の合併以前から自校方式による学校給食の提供が行われていた。そして、合併後においても、平成18年3月の大津市と志賀町の合併協定により、例外的に学校給食の提供が続いていた。

当該協定では「当面の間、現行のとおり」学校給食を続けることとされている。現時点で合併から15年近く経過していることからすると、「当面の間」は十分経過しているものと考えられる。

志賀中学校の自校方式の給食については、平成25年度の包括外部監査においても廃止を検討すべきとの指摘があったが、教育委員会において検討を行った結果、継続を決定したものである。

合併当時及び上記継続決定の際には大津市内では中学校給食が実施されておらず、志賀中学校の給食がなくなれば保護者の負担が増加する等の問題があったことを背景に、自校方式による学校給食を続けることで合意及び決定されたものと思われる。しかし、令和2年1月より、市内の全中学校において学校給食が実施されている現状においては、当該問題は生じないため、他の中学校と同様に学校給食共同調理場から給食を配送することが合理的であると考えられる。

一方、自校方式の給食を提供している志賀中学校に往査した際、関係者からヒアリングを実施したところ、自校方式のメリットとして配送の必要がないため、温かい給食を提供できる点や、それゆえの残食数の少なさが挙げられた。

したがって、市として改めて自校方式のメリット・デメリットを整理した上で、継続するか否か検討する必要がある。

(エ) 旧東部学校給食共同調理場の跡地利用（意見）

東部学校給食共同調理場が令和元年12月より開設されたことに伴い、旧東部学校給食共同調理場跡地は現在遊休地となっている。

令和2年度において老朽化した建物の解体設計業務が完了しており、令和3年度予算において解体を実施する予定であるが、跡地利用については検討が進んでいない状況である。

一般事業会社であれば、固定資産の減損に係る会計基準に従い、遊休地は減損の検討を行う必要があり、遊休地は利活用方法の早期の検討を行うことが通常である。

地方公共団体では、減損処理の検討は不要であるものの、早期に遊休地の利活用について検討を行っていく必要がある点については、一般事業会社と同様

である。令和3年度実施予定の解体業務と並行して跡地の利用方法について検討を進めていく必要があると考えられる。

今後については、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。

【旧東部学校給食共同調理場跡地】



財産名	区分	所在	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)
東部学校給食 共同調理場敷地	土地・ 建物	大津市大將軍一丁目 694 番	4,522.26	1,469.47

(出典：「固定資産台帳」より包括外部監査人が作成)

(2) いじめ問題対策

①実施した監査手続

- ・ いじめ問題対策に関して、担当課に対して質問を行った。

②結果及び意見

(ア) 各委員会の役割整理 (意見)

大津市子どものいじめの防止に関する条例によると、「大津の子どもをいじめから守る委員会」の役割は以下のように定められている。

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市

長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

一方、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則によると、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」の所管事務は、「教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案の係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議」することとされている（第2条）。

このように、大津の子どもをいじめから守る委員会と大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会とは、前者が市長の諮問に応じるとされていて、後者が教育委員会の諮問に応じるとされており、諮問する主体が異なるが、いずれも諮問機関であるとされている。

また、後者が「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」に限定されているのに対して、前者は「相談等を受けたいじめ」とされていて、特に「児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案」は除くとされていないことから、前者の対象が後者の対象を包摂している関係にある。

さらに、その権限は、前者が「事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整を行」い、また、「再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う」とされており、後者が「事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申」とされており、両者の権限はほぼ同じであるといえる。

以上のとおり、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象となるような児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象から特段除外され

ていないことからすると、大津の子どもをいじめから守る委員会の対象内でもあり、かつ、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の対象内でもあることになる。

また、その権限もほぼ同じであるため、両委員会が同じ事案を同じように調査等を行う可能性も否定できない。

その場合には、大津の子どもをいじめから守る委員会が調査した内容等を市長へ報告し、その一方で、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査した内容等を教育委員会へ報告することになり、別の委員会が独自に調査した異なる内容を、それぞれ別の機関に報告するという事態にもなりかねない。

従って、それぞれの委員会の役割やその業務範囲・権限等を整理することが望まれる。

(イ) いじめ問題への対応における各学校の取組

i) 「いじめ対策委員会」について (概要)

各学校に設置されている「いじめ対策委員会」は、いじめに関する事案ごとに、管理職、主幹教諭、いじめ対策担当教員、生徒指導主任・主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年の教員、スクールカウンセラー等を中心に構成されることになっている。

同委員会は、週に1回定期的に開催され、いじめの疑いが持たれる事案の集約、対応状況の確認、事後の見取り等が行われ、校内での情報共有が行われているが、それ以外にも、必要に応じて適宜開催されている。同委員会の開催状況は以下のとおりである。

いじめ対策委員会の開催回数 (年間平均)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	95 回	171 回	227 回	293 回
中学校	88 回	113 回	151 回	174 回

(出典：児童生徒支援課作成「令和元年度 大津市立学校いじめ防止基本方針進捗状況年度末評価に係る二次評価」より抜粋)

この数字は各学校の開催回数の年間平均であり、令和元年度は、各学校平均して、小学校で293回、中学校で174回開催されているが、この回数を夏休み等も含めて平均すると、小学校で週に5回以上、中学校で週に3回以上開催されていることになる。なお、令和元年度における小学校の最多開催回数は853回、中学校で356回であった。

同委員会の役割は、いじめ事案に係る事実の把握、関係者への指導・支援・連携のほか、事後指導や再発防止に向けての取組等多岐に亘っている。

ii) 「いじめ対策担当教員」について（概要）

市では、学校におけるいじめ対処の中心的な役割を担う教員を「いじめ対策担当教員」として専任化しており、同教員は、概ね、以下の活動の中心的役割を担っている。

【未然防止】

児童会・生徒会と連携した児童生徒の主体的ないじめ防止の取り組みの推進

いじめ防止啓発月間（6月、10月）の取り組みの推進

【早期発見】

校内の巡回（登校時、朝読書、朝の会、長休み、昼休み、掃除、放課後）

年間3回以上のアンケートの実施

生徒指導、教育相談、道徳、人権等担当教員との連携

【組織対応】

いじめ対策委員会の開催

組織対応と指導後の見守り

保護者や地域、関係機関との連携

（出典：平成30年10月9日付け教育委員会作成の「第三者調査委員会報告書における提言に対する取り組みの平成29年度進捗状況報告書」より抜粋）

iii) いじめ問題への対応における教職員の事務負担の軽減（意見）

市では、各学校にいじめ対策委員会を設置し、いじめの端緒発覚の初期段階から複数の教職員でいじめ問題の対応にあたることとしている。

また、学校毎にいじめ対策担当教員を選び、同教員がいじめ問題対策の中心となって対応するような仕組みを設けている。

いずれもいじめ問題対策として評価すべき取組であるが、いじめ対策委員会の開催頻度が多く、また、関係者も多いといったこと等に鑑みると、教職員がいじめ問題への対応に向けた実質的な協議・検討に注力できるようにするためにも、報告や情報共有の方法等についてITを活用するなど事務負担を軽減する取組を検討することが望まれる。

5. 学校現地調査の結果

(1) 監査の概要（往査対象校）

全ての津市立小学校・中学校を対象としたアンケートを実施し、学校規模やアンケートの回答等を踏まえて、市内の小学校3校・中学校3校について、学校現地調査を行った。

(2) 実施した監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

項目	監査手続の内容
学校徴収金	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 学校徴収金に関する関連資料の閲覧
勤怠管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 報告様式の確認➤ 超過勤務申告書の閲覧➤ 面接指導の結果の閲覧➤ 個人情報携出簿の閲覧➤ 在宅勤務に関する資料の閲覧
ICT	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 実査※➤ 管理台帳の閲覧
貴重品・物品管理	<ul style="list-style-type: none">➤ 概要ヒアリング➤ 質問➤ 実査※

※資産が帳簿どおりに実在するか現物を実際に確かめる手続

なお、一部の学校では必要に応じて外国語教育及び学校給食に係るヒアリングを行っている。

(3) 監査の結果及び意見

①A 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 学校徴収金の未回収金について（結果）

学校徴収金が滞納となっていて、一部回収ができていなかった。学校では教員、事務職員で何度も児童の家に訪問し、回収を図ったが、回収できていないため、継続的な回収努力が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について（意見）

個人情報携出簿を見たところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員がほとんどいなかった。

確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員がいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。

b) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由が全て「疲労感はなく、体調に問題ない」というものであった。

全ての教員が、本当に疲労感がないという理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

iii) ICT

a) ハードロッキーの現物と備品台帳の数の不整合について（結果）

ハードロッキーが、備品台帳では51個登録されていたのに対して、実物及び表計算ソフトの管理台帳では52個となっていた。確認したところ、校務用端末は52台であったことから、現物及び表計算ソフトの管理台帳が正しく、備品台帳が誤りであった。備品台帳と、現物及び表計算ソフトの管理台帳との間に差異が生じていた原因は、令和2年4月1日異動者のハードロッキーについて、備品台帳の異動の決裁の稟議の提出が適時になされていなかったためであった。

新型コロナウイルス感染症禍の影響で事務手続が遅れていたとしても、当該学校に往査したのは9月であり、十分な時間があったといえる。備品の異動については速やかに行う必要がある。

b) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の備品について、現物が存在しなかった。令和2年4月に同種の新型機に更新したとのことであり、廃棄申請の決裁を取らずに旧型である当備品を廃棄してしまったものと推定される。廃棄は決裁を得て行う必要がある。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00210688 2529-00862	知能検査器	125,900 円	平成 21 年 8 月 31 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

b) 未使用の備品について（結果）

下記の備品について、備品台帳上は同一の物が4台あるはずであるところ、確認できた現物は1台であり、シールが貼付されていないため4台の中のどの個体であるかが特定できなかつた。

さらに、当該備品は未使用となっている備品であった。未使用となっている備品については必要としている他の学校等への所管替の検討や、使用に耐えなくなっている場合や不要である場合には廃棄申請を行うべきである。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00210980 2529-00906	無線 LAN アクセスポイント	33,338 円	平成 22 年 7 月 15 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

②B 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 現金集金時の管理簿について（結果）

学年費は口座振替を利用して回収しているが、一時的な未納者については後日、現金で学校に持参する運用となっている。口座引落で引き落とされなかった学年費を回収した現金について、預金口座入金前のものが金庫に入っていたが、現金の受け取り、払い出しの管理簿がなかった。

「学校徴収金要項」において、現金による集金については、出納簿に記帳し、整理保管することとされている。現金の受払いの管理簿を作成する必要がある。

b) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。

監査を受けることについて周知徹底が必要である。

c) 取扱業者等校内選定委員会の議事録の未作成について（結果）

「学校徴収金要項」において、契約金額が高額となる修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品等は、公正な競争や十分な説明責任が果たせるよう、取扱業者等校内選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けて決定し、選定委員会の議事録を作成することとされている。

しかし、修学旅行選定委員会の議事録が作成されていなかった。情報提供を求められたときには説明責任が果たせるよう、議事録作成について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 教育委員会への月 45 時間以上勤務者の報告漏れ（結果）

毎月、各学校の管理者は、月45時間以上の超過勤務を行った教職員に対し面談の必要の有無を確認し、「長時間労働等を行った教職員に対する面接指導の実施結果等について」（様式第7号）の所定の様式に従って報告をしなければならないことになっているが、当学校では、当該所定様式による教育委員会への報告を失念していた。

また、教育委員会所管課は、当該様式とは別に、年4回、3か月ごとに集計報告様式で45時間以上勤務者の報告を当学校から受けており、45時間以上勤務者がいたことは把握できていたはずであって、教育委員会所管課側から督促を行う必要があったと考えられる。

iii) ICT

a) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 金庫の鍵の保管について（意見）

金庫の鍵が職員室の入り口近くの机の引き出しに保管されており、セキュリティの観点から望ましくないため、保管場所の変更が必要である。

b) ネットバンキングにかかるセキュリティについて（意見）

金庫の中ではネットバンキングのトランザクション認証用トークンとログインID、パスワード（共に一部伏字）が記載された用紙と一緒に保管されていた。これら2つが揃うとネットバンキングからの出金が行えてしまうため、不正出金のリスクを低減するために、それぞれ異なる場所で保管するか、パスワードについてはメモを残さないようにし、セキュリティの向上を図る必要がある。

③C 小学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) ICT

a) PCのワイヤーロック漏れ（結果）

教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。

天津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。

iii) 貴重品・物品管理

a) 備品ラベルの貼付漏れ及び保管場所の管理について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記のNo. 1の備品について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

また、以下のNo. 1及びNo. 2の備品について、備品台帳の備考欄に記載されている保管場所と異なる場所に保管されていた。

備品棚卸に際して、備品ラベルの貼付の有無の確認及び保管場所の修正を行うべきである。

No.	備品番号	品名	備考（保管場所）
1	00203855 2527-01486	イージーコントローラー	図書室
2	00203567 2527-01465	電子黒板	図書室

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

④D 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 持ち帰り時間の適正な把握・管理について（意見）

個人情報携出簿を確認したところ、資料を持ち帰る教員はそれなりにいるが、超過勤務申告書上、持ち帰り時間に記入している教員は多くなかった。

確かに、資料を持ち帰りはするものの自宅で作業はしなかった教員もがいることは否定できないが、相当数の教員は、持ち帰って仕事をして、持ち帰り時間には記入していないと推察されるので、適切な労働時間把握・管理の観点からは、持ち帰り時間も実態に即して記入するよう要請する必要がある。

b) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員が見当たらなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「自己管理により健康を保っているため」、「休日等に休養をとることで疲労が回復できているため」、「疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない」等）であった。

全ての教員が、本当にこれらの理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

この点、前年度分を閲覧したところ、様々な理由が書かれており、その中には、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもたない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といったものがあり、これらを踏まえた上で対策を考える必要がある。

iii) ICT

a) 私物 PC の持ち込みについて（結果）

初任者指導員の教員は地域ごとに配置されており、所属学校から新任教員の指導のために地域の他の学校を来訪して指導を行う仕組みとなっている。

ここで、初任者指導員の教員も自身の貸与校務用端末を保有しているものの、自身の所属学校に貸与校務用端末を置いてきており、D中学校への教員指導に当たって、私物の端末を持参して、指導を行っていた。

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、教員は個人の私物の端末を持ち込んで情報処理を行うことは認められておらず、セキュリティポリシーに違反している。

セキュリティポリシーに沿った運用が必要である。

b) ハードロックの備品ラベルについて（結果）

ハードロックの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の2件の備品については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00299966 2616-00203	パーソナルコンピュータ	386,662円	平成6年4月1日
00300642 2616-00603	車いす	52,000円	平成13年11月16日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。

b) 備品ラベルの貼付漏れについて（結果）

現物が確認できなかった上記2件を除く残る8件のうち、6件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

天津市財務規則第139条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。

c) 棚卸結果の備品台帳への反映について（結果）

令和2年5月に現物棚卸が実施されており、現物棚卸を実施した教員からは、複数の物品について、現物所在不明の報告が事務職員に報告されていたが、所在不明の備品が、なお備品台帳に登録が残ったままの状態となっていた。

天津市財務規則第149条では、備品が亡失となった場合には物品の亡失を報告することを定めており、最終的には備品台帳から登録を抹消する必要があるが、その事務処理が適切に実施されていなかったものと推測される。

備品棚卸の結果を適切に反映するとともに、適切な事務処理を行う必要がある。

なお、監査時点では契約検査課に削除申請中であり、まだ承認処理が行われていなかったとのことであった。

d) 公衆電話料金収入に係る現金管理（結果）

約半数の学校には公衆電話が設置されている。

金庫の観察及び実査を行ったところ、公衆電話で収受された現金を預け入れるための校長名義の通帳が保管されていた。公衆電話料金は市の収受金であり、市の歳入歳出外現金として適切に処理する必要がある。

⑤E 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっている。

この監査は2名以上で行うこととされているが、ここでは1名で監査が行われていた。

2名以上での監査実施について周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 超過勤務申告書の作成方法及び集計方法について（意見）

各教員は、超過勤務申告書という表計算ソフトの勤怠管理台帳を作成して管理者に提出し、管理者は、以下の方法で超過勤務時間を集計することとなっている。

また、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっている（例：45.3時間の場合、46時間）。

A. PCにより把握した超過勤務時間+B. 朝の超過勤務時間+C. 土日祝日の勤務時間
『SKYSEA ClientView』の解析 『超過勤務申告書』 『超過勤務申告書』

当学校では、前年度の管理者は上記のAのとおり、端末の時間解析を用いていたが、今年度になって管理者が異動で変わってから現在の管理者は上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握するようになっていた。なお、現在の管理者が上記のAの時間についても『超過勤務申告書』で把握している理由は、端末からログイン時間を出力する方法を知らないため、との回答であった。

また、『超過勤務申告書』の持ち帰り時間の表計算ソフトの合計時間の関数が破損しているのかそれとも値が直接入力されているのかはわからないものの、正しくない数字で表示されていたが、合計欄の数字が正しくないことに、管理者は気付いていなかった。なお、この関数が破損した持ち帰り時間合計欄を管理者は使用していなかったため、勤怠に影響はなかった。

さらに、1時間未満の端数が生じた場合は切り上げることとなっているが、前任の管理者は端数切り下げで計算していた。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省、平成29年1月20日）では、自己申告よりも端末のログイン時間による勤怠時間の把握が例示されており、市の就業時間の把握方法についても厚生労働省のガイドラインに沿ったものであることから、管理者は規定どおりに勤怠時間を把握すべきである。また、管理者によって時間の集計方法が異なることは明らかに勤怠管理の公平性を欠いており、画一的な管理を行う必要がある。

よって、各学校の勤怠管理者に、勤怠管理の正しい運用の指導を、再度徹底する必要がある。また、例えばタイムカードや勤怠ICカードの導入等、より精度が高く、なおかつ恣意性の入らない画一的な勤怠管理の仕組みを構築することが望まれる。

iii) ICT

a) PCのワイヤーロック漏れ（結果）

教職員室の校務用端末でワイヤーロックがなされていないものが複数見受けられた。

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、校務用端末はワイヤーで固定する旨の定めがあるため、ワイヤーロックを行う必要がある。

b) ハードロッキーの保管ボックスが未施錠（結果）

当学校ではハードロッキーを保管ボックスに鍵がかかる仕様になっているものの、鍵をかける運用がなされていなかった。他の学校では、ハードロッキーの保管ボックスは施錠の上、さらにそのカギを鍵のかかる机に格納して施錠するという二重の物理セキュリティをとっていたことから、ハードロッキーの情報セキュリティ上の重要性を鑑みて、当学校でもハードロッキーの保管ボックスは夜間以降の勤務時間外は施錠する運用をすべきである。

c) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品の不存在について（結果）

備品台帳よりサンプル10件を抽出し、実物との照合を行った。

10件中下記の4件については廃棄済みとのことであり、備品台帳に記載の資産の確認ができなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00235868 2601-00704	パーソナルコンピュータ	697,800 円	平成元年 10 月 1 日
00233487 2601-00003	16 ミリ映写機	424,033 円	平成元年 11 月 8 日
00233929 2601-00282	自動かんな盤	498,000 円	昭和 56 年 8 月 31 日
00233982 2601-00334	テレビ受像機	173,000 円	平成 5 年 11 月 4 日

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

廃棄した資産については適宜備品台帳からの削除が必要であり、備品棚卸の結果の適切な反映が必要である。

b) 棚卸リストの配布漏れ及び回収漏れ（結果）

備品台帳を担当科目ごとに振り分け、棚卸を実施していたが、担当科目の無い備品（机等共用備品）については棚卸リストの配布が適切になされていないものがあった。

また、配布した棚卸リストが全て網羅的に回収できていなかった。

備品台帳を分割して配布し、棚卸を実施する場合はナンバリング等で枚数の管理を徹底することで、備品台帳の内容が網羅的に配布及び回収できるようにする必要がある。

c) 棚卸結果の備品台帳への反映について（結果）

棚卸の結果、実物が確認できなかったものが棚卸リスト上明示されていたが、その後特段の廃棄処理等実施されていなかった。実物確認できなかった資産に

については、別の場所に紛れていないか、廃棄済みであるか等確認の上、実際に所在が確認できなかったものは適宜廃棄処理する必要がある。

d) 備品廃棄手続の周知徹底（結果）

令和元年8月の備品棚卸の際に児童生徒用の机・椅子について、帳簿上の管理数と棚卸実数に大きな差が生じていた。帳簿上1,345個あるべきところ、実数は1,049個であり、296個の差が生じていた。

内容を確認したところ、教員が廃棄の適正な手続を経ずに、処分を行っていたため、差が生じてしまったとのことである。廃棄する場合は事務担当にその旨連絡することになっており、教員が適切な事務手続を徹底できていなかったため、差異が発生している。

備品の管理は備品担当事務だけの業務ではなく、各教員含め、学校全体で取り組むものであり、それぞれが適切な手続を理解し、徹底する必要がある。

e) 簿外の切手について（意見）

金庫の実査を行ったところ、管理簿に記録されていない簿外の切手があった。内容を確認すると、過去に寄附や景品で入手した切手がそのまま金庫に入れられており、購入したものではないため、管理簿で在庫管理されていなかった。

金庫の管理簿としては、金庫の中にあるものを網羅的に記載されるべきであり、簿外の資産があることは適切ではないため、管理簿と実物の整合を徹底する必要がある。

⑥F 中学校

(ア) 結果及び意見

i) 学校徴収金

a) 物品購入時の見積書の入手について（結果）

「学校徴収金要項」において物品の購入の際には、事前に見積書を添付し購入伺い書を提出して決裁を受けたうえで業者に発注をすること、及び10万円を超える支出については複数業者による見積合わせを行うこととしている。

しかし、見積書を入手せず、請求書を添付した支出伺い書による事後決裁にて支出していた。また、10万円を超える支出についての複数業者による見積合わせもなかった。見積書を添付した購入伺い書による事前決裁を受けること、

支出が10万円を超える契約については、複数業者からの見積り合わせを実施することの周知徹底が必要である。

b) 精算報告書の監査の実施について（結果）

学年費に余剰が生じた場合は、精算を行い保護者へ返金されるが、精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われたか、監査を行うこととなっているものの、監査が実施されていなかった。

監査を受けることについて周知徹底が必要である。

ii) 勤怠管理

a) 長時間労働者に対する面接指導について（意見）

長時間労働を行ったことから面接指導の対象になっている教員が少なからずいるが、勧奨を受けても希望する教員がほとんどいなかった。また、面接指導を希望しない理由がほとんど同じ（「疲労の蓄積を感じていないため」等）であった。

全ての教員が、同じような理由で面接指導を希望しなかった可能性も否定できないが、面接指導や勧奨が形骸化している等の理由により面接指導を希望しなかった可能性が高いことから、面接指導の実効性を高める工夫が必要である。

b) 超過勤務時間の集計方法について（意見）

教育委員会へ報告している超過勤務時間については、パソコンのON（学校の始業時間と同じ）、OFFの時間を集計したものに、過去の全教員の朝の勤務時間の平均時間を加算したものとのものであった。

この方法では、少なくとも朝の勤務時間が実態と合致しておらず、適正に労働時間を把握・管理しているとは言えないため、実態に即した労働時間の把握・管理を行う必要がある。

iii) ICT

a) 故障したタブレットの管理について（意見）

F中学校が管理するタブレット41台のうち、7台について電源が入らない、タッチパネルが反応しない等の不具合が生じていた。

端末のリース契約上、不具合の修繕のためには追加的なコストや時間がかかるため、修繕の順番を待ちながら不具合のない端末での時間割の調整や使用ク

ラスの重なりが無いような運用により、支障がでないようにしているとのことであった。

また、故障している端末を学校で保管しても、管理スペースを徒に占用し、また紛失等が生じないように現物管理を行うことが必要となり、手間が生じることになる。

次回以降のタブレット契約に際しては、不具合発生時の修繕・交換もできるような契約とすることも検討することが望まれる。

b) ハードロッキーの備品ラベルについて（結果）

ハードロッキーの備品ラベルが貼付されていないため、個体が識別できず、備品台帳と突合することができない状態となっていた。

早急に新たなセキュリティ体制を構築する必要がある。

iv) 貴重品・物品管理

a) 備品ラベルの貼付漏れについて（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、うち2件について、備品台帳に登録されているものと推測される現物は存在していたものの、備品ラベルの貼付がなく、現物と備品台帳の突合ができなかった。

大津市財務規則第139条では備品ごとに備品ラベルの貼付が必要であり、適切に備品管理を行う必要がある。

b) 備品の処分について（結果）

現物実査のサンプルとして10件抽出したが、下記の備品について、備品ラベルは貼付されていたものの、現在は使用されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日
00308456	チャイム プログラムタ	270,400 円	平成10年1月27日
2618-00905	イマー		

（出典：「備品台帳」より包括外部監査人が作成）

未使用の備品を適時に処分しなければ使用中の備品の保管場所を圧迫することになるため、使用見込みのなくなった時点で廃棄が必要である。

c) 備品台帳の管理について（結果）

現物実査サンプルとして10件抽出したが、うち3件について、取得日が明治31年10月1日となっていた。

システム上、取得日が未入力であれば当該年月日が自動入力されるとのことであった。

備品台帳の管理の観点からは正しい取得日を入力する必要がある。

d) 金庫の管理体制について（意見）

金庫の観察及び実査を行った結果、金庫の鍵が担当職員の机の引き出しに保管されており、管理簿等も作成されていなかった。

金庫の適切な管理の観点から、金庫の鍵の管理簿等を作成し、鍵の管理は管理職が行うべきである。

⑦その他

(ア) 物理的セキュリティの確保について（意見）

敷地がフェンス等の物理的障壁で覆われていない学校が存在する。学校が物理的なフェンス等によって覆われていることは児童生徒の安全を確保するうえで基礎的な事項であると考えられることから、物理セキュリティの確保のためにも、フェンスの設置等を講じることが望ましい。

6. 物品管理

(1) 概要

物品管理について、地方自治法における物品の定義は以下のとおりである。

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

（出典：「地方自治法第 239 条第 1 項」参照）

物品の分類は、大津市財務規則において、以下のとおりとされている。

物品は、その適正な出納及び管理を図るため、次の各号に掲げる 2 種に分類するものとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 その品質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用することができる物品（次号において「長期耐用物品」という。）で、1 品又は 1 組の標準小売価格又は評価価格が 1 万円以上のものをいう。

(2) 消耗品 長期耐用物品で 1 品又は 1 組の標準小売価格又は評価価格が 1 万円未満のもの及び 1 回又は短期間の使用によってその品質若しくは形状を変え、又はその全部若しくは一部を消耗する物品をいう。

（出典：「大津市財務規則第 134 条」参照）

市では、適正に備品管理事務を行うため総務部契約検査課において「備品管理マニュアル」を作成しており、学校園の備品管理についても、一般事務と同様に共通事務システムを利用し、「備品管理マニュアル」に従って実施している。備品の購入もしくは寄付により備品を受納した際には、備品台帳に登録され、備品番号が印刷された備品ラベルが、貼付される。

また、備品台帳の正確性を確認するため、備品の棚卸を実施し、現在ある備品を主として備品台帳とチェックすることになっており、備品台帳は、各学校園で共通事務システムから出力し、教育委員会経由で、総務部契約検査課にて保管される。

(2) 監査の結果及び意見

①棚卸結果の文書化及び備品台帳への反映について（結果）

備品台帳と備品の突合については「備品管理マニュアル」に定められており、市の全学校園につき、実施が要求されている。また、確認の際の注意点において詳細に記載されており、備品台帳と備品の突合に差異がある場合は、各学校で差異内容を調査し、備品台帳が実際の備品の管理状況と整合するかを確認することとしている。

出力された備品台帳の内容が正しいかどうか確認するため、たな卸を行い、実際の備品と確認します。

(1) 確認にあたって

原則は、現在ある備品を主として台帳とチェックするようにします。台帳を主としてチェックすると台帳の掲載漏れを見落す可能性が高くなります。出力された備品台帳の内容が正しいかどうか確認するため、たな卸を行い、実際の備品と確認します。

また、所属が独立した施設で無い場合（本庁等）、今回問題となった共用部分である廊下等に備品を保管していると、どこの所管の備品なのかわからないため、確認にあたっては執務室以外の共用部分にも備品が無いか確認してください。

(2) 台帳に記載のない備品がある

考えられる原因としては以下のとおりです。①所管換えの手続きがされずに譲り受けている。②購入依頼の作成データが予算所属課となっている。いずれにしても、備品ラベルを確認して、その備品のデータが現在、どこの所管課であるか確認する必要があります

(3) 台帳に記載の備品がない

考えられる原因としては以下のとおりです。①既に他課へ譲り渡したが、所管換えの手続きが出来ていない。②不用となり処分したが、廃棄申請の手続きが出来ていない。③購入依頼の作成データが予算執行課で作成されている。

いずれにしても、安易に備品データを抹消するのではなく、調査することが必要です。なお、調査しても無い場合は「廃棄」ではなく「亡失」となります。

(出典：「備品管理マニュアル 第2ステップ」より抜粋)

備品台帳と備品の突合については、小学校37校、中学校18校で実施されていた。ただし、実施結果の保管については、そもそも規定がないためか、備品の棚卸（現物確認）実施結果の文書化については、小学校18校、中学校11校が実施しているとアンケートに回答があったものの、残りの小学校19校、中学校7

校については実施していないと回答があった。なお、学校側の作業が適正に実施されているかを確認する部署はない。

また、学校現地調査の結果、台帳に記載の備品がない場合に、備品台帳からの除却処理が適切に実施されていなかった。備品の突合結果を適切に備品台帳に反映する必要がある。

7. 学校徴収金

(1) 概要

学校徴収金とは、学校の教育活動上必要となる経費のうち、公費以外の経費で児童生徒に直接還元される性格の経費であり、受益者負担の考えに基づき保護者が負担している経費である。

学校徴収金について、教育委員会では、平成24年4月に「学校徴収金の取扱いに関する要項」（以下、「学校徴収金要項」という。）を作成し、また、平成31年3月には「学校徴収金 実務に役立つ事務処理Q&A」を作成し、学校徴収金の適正な管理を図っている。また、平成28年度より、学校徴収金業務を統合型校務支援システムに導入し、事務の効率化を図っている。

学校徴収金要項において、学校徴収金要項の目的、徴収するための条件及び本要項で適用する学校徴収金の分類は、次のとおりとされている。

なお、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要項に沿って会計処理を行うこととされている。

①目的

学校徴収金は、保護者が負担することとされている経費等を保護者の協力のもとに学校長の責任で保護者から徴収している。そのため、その執行は公務として行われることから、公費に準ずる厳正な事務処理が必要である。学校徴収金は、教育活動に密接に関わるものであり、学校が関与することによって、適正かつ効率的な執行を心掛け、保護者に対し、十分な説明責任を果たさなければならない。

この要項は学校徴収金の適正な管理を図ることを目的とする。

②徴収するための条件

学校徴収金とは、本来児童生徒に直接還元される性格の経費であり、次の4つの条件に該当しなければならない。

- (ア) 学校長の明確な承認を受けていること。
- (イ) 学校が学校教育のために徴収したものであること。
- (ウ) 全校または全学級等の教育活動集団を単位として徴収したものであること。
- (エ) 定額を保護者から徴収したものであること。

③学校徴収金の分類

学校徴収金要項における学校徴収金は、以下のとおり、学校預かり金と学校指定物品に分類されている。

学 校 徴 収 金		
学校預かり金	学校預かり金とは、教育活動を円滑に行うために、または児童・生徒の便宜を図るために、あらかじめ学校長が保護者から徴収するものである。学校、学年、学級、教科等の徴収金で児童・生徒に直接還元する性格を持つ経費である。	学級費・学年費・教材費・修学旅行積立金・アルバム作成費・校外学習費・鑑賞費・生徒会費等
学校指定物品	学校指定物品とは、児童・生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入する性質のものであるが、保護者が便利で安心して購入できるように、あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている物品である。	制服・体操服・カバン・上履き等

(2) 実施した監査手続

- ・ 全校アンケートにより実態を把握した。
- ・ 往査した学校の学校徴収金に関する関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

①口座振替による徴収について（意見）

学校徴収金については、合理化、事務負担の軽減、安全・確実な管理を図るため、現金による徴収でなく口座振替による徴収が有用である。学校徴収金要項においても、徴収方法として口座振替制度を勧めている。

全校に実施したアンケートによると、学年費や卒業旅行等の積立金については、2校を除き全て口座振替による徴収であった。

現金集金の当該2校によると、へき地校であり、金融機関が遠く、口座振替の利便性を感じないため現金にて集金しているとのことであるが、安全・確実な集金をするためにも口座振替制度の導入を検討されたい。

②ドリル・ワーク等の副教材の選定について（意見）

「第3. 監査の結果及び意見 5. 学校現地調査の結果」に記載のとおり、修学旅行、卒業アルバム制作及び制服等の学校指定物品は、選定委員会を設け

て決定し、議事録を作成することとされているが、学年費の主たる使途であるドリル・ワーク等の副教材の決定については、特段の記載はない。

ドリル・ワーク等の副教材の学年費に占める金額的割合は高く、その選定については説明責任を果たせるようにすべきであると考え。これらは各学校の各教科の教員により議論して選定されているが、その選定過程を記録した議事録等は、往査した学校のいずれも作成されていなかった。

保護者への説明責任を果たせるよう、ドリル・ワーク等の副教材についても選定過程を記録して残すことが望まれる。

③ドリル・ワーク等の副教材の購入手続及び内容の統一化について（意見）

ドリル・ワーク等の副教材は各学校で選定し、各学校で購入している。また、選定した副教材を含め教育関連の物品については、見積書の入手、購入伺いの作成、請求書の入手及び支出伝票の作成等の購入手続を教員が担っているケースも多い。教員の事務負担を軽減し、教育活動に専念できるよう、選定までは教員が行い、その後の購入手続は事務職員が行うことも検討されたい。

また、選定したドリル・ワーク等の副教材については、各学校より一覧表を教材使用届として作成し、教育委員会に提出している。これらを取りまとめ、全校で統一し、各学校では地域の特殊性を有するもののみ選定し購入することで、各学校の教職員の事務負担を軽減できないか、教育委員会において検討されたい。

例えば、市では、大津市内の全小学校において、義務教育で定められた授業以外に、小学校1年生から英語教育を行うという先進的な取組を行ってきた。その英語教育のために使用するテキストは教育委員会で選定し、全校統一して使用している。また、先進的な取組として公費で支出されているものである。

学年費の主たる費用であるドリル・ワーク等の副教材においても、これらの英語教育のテキストと同様に、全校で統一化することができれば、後述する学校徴収金の公会計化への取組も検討でき、教職員の事務負担や保護者の経済的負担の軽減、学習の機会の公平性の確保もできるのではないかと考える。

④保護者への監査担当の協力依頼について（意見）

「学校徴収金要項」において、監査は保護者を含めた構成で行うことが望ましいとされているが、PTA等多忙な様子の保護者に対し、依頼しづらいという学校の意見もあった。

一方、PTAの中には、役員の役割分担に学校徴収金の精算報告書の監査担当を決めているところもあるとのことである。このような事例も参考に保護者に協力を求めるよう努力されたい。また、教育委員会においても、監査の趣旨等を記載した標準の依頼文を作成して学校に配布する等、保護者への協力を依頼するための学校への支援が望まれる。

⑤学校徴収金の保護者負担の軽減の取組について（意見）

学校徴収金については、年度当初に、前年度の実績を踏まえ、各学校で1年間の支出計画を立てて徴収金額を決定し、保護者に説明したうえで徴収している。また、年度末に残金がある場合は、修学旅行積立金等の積み立ての終期がまだであるものを除き、精算して返金されているが、その徴収金額は学校によってばらつきがある。例えば、令和元年度の小学校の6年生の学年費では、最も少ない学校で年間9,130円、最も多い学校で年間36,000円である。

各学校では、学校徴収金要項に従い、学校徴収金の使途について、年度当初に計画を立て、最低限必要な教材等だけを購入することや、複数業者より見積書を徴収すること等により、保護者負担の軽減への取組が図られているところではある。往査した学校のなかでも、複数業者より見積書を徴収することにより従来よりも安価に発注できた事例や、文化祭の催しにおいて、従来は学校の体育館にて音響設備を賃借して実施していたが、外部の音楽ホールを賃借することで、従来よりも却って安価に実施できたという事例もあった。また、保護者の経済的負担を考慮し、制服を廃止し、標準服とした学校もあるとのことである。

一方で、上述のとおり、複数業者より見積書を徴収し、比較検討すべきところ実施できていない事例も見られる等、取組不足も感じられた。また、児童生徒数の少ない小規模校において、割高となりがちな校外学習や修学旅行において、小規模校同士一緒に実施する等の取組も実施されたい。

引き続き更なる保護者負担の軽減を図ることが望まれる。

⑥部活動費について

(ア) 学校徴収金要項における部活動費の位置付けについて (結果)

学校徴収金要項において、部活動費にかかる会計についても、原則、学校徴収金要領に沿って会計処理を行うこととされているが、同要項に沿うべき部活動の範囲が明示されていない。

往査した3中学校において、事務担当者が部活動顧問より報告を受け、その収支報告書を管理している部活動費の範囲は、以下に記載のとおり、まちまちであった。

<往査した学校の部活動の収支報告書の作成状況>

- 部活動費を定期的に徴収している部活が対象（大会遠征費等のために集めている費用は含まない。）。
- 部活動費として通帳を持っている部活が対象（それ以外の部活は必要な都度集金しているため、対象にしていない。）。
- 部活動費として定期的に徴収しているもの、大会遠征費等都度徴収しているものも含めて対象にしている。

部活動費も保護者から学校が徴収する限りは、説明責任を果たし、情報提供ができる必要がある。学校徴収金要項に沿うべき部活動費の範囲を明確にするとともに、原則という曖昧なものでなく、部活動費についても学校徴収金として捉え、各種資料の管理と適正な保管を徹底させることが必要である。

(イ) 部活動費の徴収方法について (意見)

全校アンケートの結果、部活動費を振込みにより徴収している1校1部活動を除き、全て現金回収にて行われている。現金による徴収は部活動顧問である教員が行っているケースがほとんどのようであるが、往査した中学校では、徴収が間に合わず、部活動顧問が立替払いしているケースも見られた。事故防止及び教員の負担軽減のために、振込入金や口座振替による徴収を検討されたい。

(ウ) 部活動費の縮減について（結果）

上述のとおり、学年費や積立金の学校徴収金については、学校徴収金要項に従い、年度当初に支出計画を立てて徴収金額が決定され、終期が来ていない積立金等を除き、余剰がでた場合には精算して保護者に返金されている。

一方、学校徴収金要項では、部活動費についても原則学校徴収金要項に沿うとされているものの、往査した学校の部活動費について、年度当初に支出計画を立てて徴収すべき額を計算している部活動はほとんどなく、前年度の金額を踏襲して徴収しているところが多かった。

また、年度末の余剰残高については精算されず、次年度へ繰り越しされているが、3月末付近におけるボールやシャトル、Tシャツ等の購入等、残高消化ともみられる支出も散見された。

部活動費についても、学年費等の学校徴収金同様、支出計画を立て、計画に沿った最低限必要な部費のみを徴収すべきである。臨時的な費用の発生などにより、資金不足が発生した場合には都度保護者に説明して必要額を徴収するなどの措置を行い、また、もし余剰が出た場合には精算して保護者へ返金することとされたい。なお、その場合、吹奏楽部等楽器を保有しているために修繕費や更新費用を積み立てる必要がある部活動については、通常使う部費と積立金を区別し、通常部費の余剰は精算して返金し、積立金にあてる部費は繰越処理をする等の対応が必要と考える。

⑦学校徴収金要項の周知徹底について（意見）

平成25年度に実施された包括外部監査において、「平成24年度に「学校徴収金の取扱に関する要項」を各学校に通知し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。」との意見を受け、教育委員会は、「平成25年度 包括外部監査の結果に基づく措置状況（平成26年4月30日現在）にて、今後は毎年度10校程度を目安に同会計の執行状況について調査、点検を実施し、それらの結果を踏まえ、学校側への情報提供等連絡を密にしながら、より一層適切な会計処理に向け取り組むとともに、公費・私費の区分の適正化にも努める。」としている。

そこで、その後の教育委員会の各学校の調査、点検状況を確認したところ、平成27年度22校、平成28年度23校、平成29年度18校、平成30年度17校、令和元年度20校について、学校徴収金等の執行状況の確認が行われ、検査結果がまとめられていた。また、平成30年度からは、検査結果に対する改善状況を、各学

校に「学校徴収金等の執行状況等確認に係る改善報告書」にまとめて報告を求めるようにされており、周知徹底への取組について改善が認められた。

しかし、今回の学校現地調査の結果、上述のとおり、学校徴収金要項の周知徹底がなされていないケースが見られた。教育委員会によると、指摘、指導後は改善がみられるが、各学校の教職員の配置換え等により周知が図られていない面も大きいとのことである。過去には初任者研修に学校徴収金をテーマにした研修も実施されていたとのことである。

各学校にて教職員の配置換えに関わらず、学校徴収金要項が周知徹底できるよう図られたい。また、研修に当たっては、学校徴収金の会計には専門的な面もあるため、初任者でなく中堅者を対象にして、中堅者を通じて初任者に教授するのも一案であると考えます。

⑧教職員の負担軽減への取組について（意見）

「第3. 監査の結果及び意見 5. 学校現地調査の結果」に記載した内容及び上述のとおり、学校徴収金について改善すべき課題が見られるが、その解消のためには人員不足による課題も大きいと考えられた。事務職員の職務として公費を取扱う業務に加え、学校徴収金の事務があるが、現在、市の学校の事務職員は、各学校の児童・生徒数の規模等に基づき公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）により、1名または2名が県費により配置されている。しかし、部活動の有無や学校行事も含め、児童・生徒数の規模によらず、事務に一定の負荷がかかるものも多く、1名配置か2名配置の境界線上にある規模で1名配置の学校では特に事務職員の負荷が多いように感じた。

滋賀県教育委員会の配置基準は、教職員の働き方改革が推進される前と変わっていないとのことである。

滋賀県教育委員会に対し、人員の加配を要望するとともに、市において、実情に応じた独自の基準を作り、市費での人員配置も検討されたい。

また、学校徴収金の事務について、文部科学省は、学校給食の公会計化の取組の推進に加え、徴収・管理事務についても地方自治体の業務とすることや、学校徴収金の徴収・管理については、本来は、地方公共団体が担うことが望ましく、学校以外が担うべき業務であるという通知を出している。

市においては、平成27年度に学校給食費を公会計化しているが、これらの通知を踏まえ、学校給食費と同様、学校徴収金の徴収・管理についても教育委員会で担うことができないか検討されたい。

特に、学校給食費が公会計化されてからは、口座振替による給食費の徴収は市で実施し、同じく口座振替の学校徴収金の徴収は学校で行っている。教育委員会においては、中学校全校に学校給食を取り入れているため、口座振替のための手続が、給食費と学校徴収金とで二度手間になっているといえる。また、往査した学校によると、学校徴収金の滞納者は給食費も滞納されているとのことであり、滞納している場合はどちらも滞納していることが多い傾向にあるならば、督促の手続についても一括する方が、効率性が図れるのではないかと考える。

給食費と学年費等の学校徴収金の徴収業務を口座振替により一括徴収している他市の事例もあり、教育委員会においても、学校徴収金と給食費の徴収業務を一括することで、事務負担の軽減が図れないか検討されたい。また、学校徴収金と給食費の徴収業務について、アウトソーシングするほうが合理的であればアウトソーシング化することも一案であると考えます。

⑨滞納金への対策について（意見）

学校徴収金に滞納が生じた場合、徴収していない児童生徒に対しても副教材等が提供されているため、当該児童生徒の保護者に対し債権が生じることになるが、回収できなかった場合、その分は、他の児童生徒の保護者からの徴収金で賄われることになり、保護者間で不公平が生じる。

現在、各学校では、滞納が生じた場合、滞納リストを作成し、教職員による督促状の送付や電話連絡、家庭への訪問を行いながら、生活保護費や就学援助費からの充当の申請なども行い、回収努力がなされている。

また、平成24年に施行された児童手当法の一部を改正する法律により、受給資格者の申出により、児童手当から学校給食費等（注）の徴収等が可能となったことから、一部の自治体では児童手当を活用した滞納金対策が図られている。

滞納金対策として、学校徴収金を児童手当から徴収できることは、過年度分も含めた滞納金額の減少及び教職員の督促業務の負担軽減の面で大きな効果があるようである。

教育委員会においても、学校から相談を受け、滞納金を児童手当から徴収した事例があるものの、件数としてはまだ少ない。

例えば、千葉市では、滞納金対策として、滞納が発生した場合のみでなく、児童生徒全員の保護者から、入学当初に、学校徴収金に関する同意書及び学校徴収金が滞納した場合に児童手当から支払うことの申出書の提出を依頼し、入手している。それにより、滞納が生じた場合の児童手当からの徴収が比較的スムーズに行えているとのことであり、効果的な方法であると考える。

教育委員会においても、滞納が発生した場合の教職員の督促業務の負担の軽減及び徴収の確実性を図るための対策を検討されたい。

(注) 学校給食費等とは

- ・ 学校給食費
- ・ 幼稚園または特別支援学校の幼稚部の保育料
- ・ 義務教育諸学校の学用品の購入費用
- ・ 放課後児童クラブの利用料
- ・ 義務教育諸学校、幼稚園、特別支援学校の幼稚部の学校教育に伴って必要な費用（学級費、児童会費、生徒会費、修学旅行費など）
- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園の保育料
- ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の利用料
- ・ 子育て短期支援事業の利用料
- ・ 一時預かり事業の利用料
- ・ 病児保育事業の利用料
- ・ 延長保育事業の利用料 等

(出典：内閣府ホームページより抜粋)

⑩準公金としての取扱いについて（結果）

市の総務部コンプライアンス推進室が定める準公金事務処理要領（以下「準公金事務処理要領」という。）においては、準公金を以下のように定義している。

(定義)

準公金とは、大津市財務規則（平成9年規則第73号）の適用の対象とならない現金及び一時預り金等で、業務の関係上本市職員が出納保管する次のものをいう。

(1)外部団体等現金 日本赤十字社、各種協会、協議会、実行委員会等の団体の会計に属する現金

- | |
|--|
| (2)施策・政策的準公金 市民が自らの金銭を管理することが困難であり、かつ、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の施策を利用することができない等の理由により、やむを得ず保管する現金 |
| (3) その他の現金（以下「その他現金」という。） 募金、共済掛金等の外部団体等の所有に属さない現金 |
| (4)親睦会等現金 職員が出納又は保管する所属単位又は部局単位の親睦会の会計に属する現金 |

また、「準公金事務処理要領」とは別に、所属ごとに準公金を取扱う手順を「準公金取扱いマニュアル」に記載して処理することとされている。

学校徴収金は、この準公金事務処理要領における準公金の定義の(3)その他の現金に当てはまり、教育委員会が定めた学校徴収金要項においても、「学校徴収金は保護者から信託された準公金である」としている。また、学校徴収金要項は、その取り扱う手順を記載した「準公金取扱いマニュアル」に該当することである。

一方、準公金事務処理要領では、準公金の出納保管責任者は、年度当初に準公金取扱状況一覧表を作成し、所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告するものとするとしているが、学校徴収金についてはなされていないため、この報告が必要である。

また、準公金事務処理要領において、各部局のコンプライアンス推進員は、あらかじめ職員を指名し、毎年1回以上準公金の取扱いを検査させなければならないとされている。現状では、教育委員会において、毎年20校前後の小中学校を対象に、学校徴収金を含めた準公金の執行状況を点検しているが、全校に対して毎年1回以上の実施が必要である準公金事務処理要領には則していないといえる。準公金事務処理要領に則した検査の実施方法を検討する必要がある。

⑪各学校の学校徴収金以外の準公金について（結果）

学校現地調査において、外部団体である教育振興会を設置し、その通帳と印鑑を預かり、出納管理を学校が行っていた中学校があった。当該外部団体は、中学校区内の住民及び法人、団体、区外在住の同窓生、その他の有志をもって組織されており、会費を徴収し、主に学校の部活動の費用補助に支出されているが、これは、前述の準公金事務処理要領における準公金の定義の(1)外部団体等現金に当てはまる。

また、現地調査を行った学校を含め全校に実施したアンケートによると、教職員から親睦会費を定期的に徴収し、その預金通帳を出納保管している学校が、小学校で37校中26校、中学校で18校中9校あり、これらについては、準公金事務処理要領における準公金の定義の(4)親睦会等現金に当てはまる。

準公金事務処理要領によると、毎年1回、準公金について所管部局長及び総務部長（コンプライアンス推進室長）に報告しなければならないとされているが、これらの準公金についてはなされていない。準公金事務処理要領に従った処理が必要である。

さらに、準公金事務処理要領において、準公金について、以下のように記載されている。

準公金は、本来、団体が自ら取り扱うべき性格のものであり、現在市が処理しているものであっても、団体の自主運営を育成するなどして、その取扱いを極力減らすことが重要である。ただし、真にやむを得ず準公金として取り扱わざるを得ないものについては、公金と同様、厳正な取扱いを行わなければならない。

（出典：「準公金事務処理要領」より抜粋）

よって、上述の外部団体の預金については、本来、その団体が自ら取り扱うべき性格のものである。また、学校が真にやむを得ず取り扱わざるを得ないものとは考えられない。さらに、当該預金を管理する事務職員や学校長等の責任・負担も大きいと考える。準公金事務処理要領にあるように、団体の自主運営を育成することで、学校では預からず、団体自らが取り扱うように図っていく必要がある。また、親睦会費についても、定期的に徴収せず、必要時に徴収するなどして、その取扱いを極力減らしていくことが必要である。

第4. 総括意見

昨今の高度情報化やグローバル化の進展と社会の多様化を反映した新学習指導要領が平成30年度（2018年度）からの移行期間を経て、小学校は令和2年度（2020年度）から、中学校は令和3年度（2021年度）から全面実施となる。新学習指導要領では、小学校における英語教育の教科化やプログラミング教育、特別の教科としての道徳等の新たな課題に対応した新たな学びが必要となっていることなどから、「教育事業に関する財務事務の執行及び管理について」を、令和2年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定したところである。

今回の監査では教育現場が抱える課題を明らかにするため、市の全小中学校55校に対して実施したアンケートを分析した結果、児童生徒の学ぶ力、教職員の働き方改革と教員の指導力、及び給食施設等の児童生徒の学ぶ力を支えるものについて重点的な監査を行い、加えて学校現地調査も実施した。

この結果、認められた市教育行政の課題は以下のとおりである。

1. 児童生徒の学ぶ力

新学習指導要領に基づく児童生徒の学ぶ力については、ICT教育、国際理解教育・外国語教育の取組について監査を行った。

ICT教育については、国のGIGAスクール構想にさらに新型コロナウイルス感染症への対応が重なって、ICT端末の児童生徒一人一台の整備が急がれており、端末の急速な普及に対する管理などでの課題が見受けられた。

令和元年度に施行された学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく学校教育情報化推進計画の策定も急務となっている。

国際理解教育・外国語教育については、市では新学習指導要領を先駆けて、平成28年度から、小学校1年生からの外国語活動が全ての小学校で実施されている。

その成果もあり、中学生の英語力は全国の平均を上回っているが、話すスキルについては全国平均を下回っており、課題も見られる。今後実践的な英語教育のためにALTの更なる活用が期待されるが、中学校を中心に稼働率が低い学校があり、稼働率の向上のためのALTの最適配置に取り組む必要がある。

2. 教員の指導力の強化と教職員の働き方改革

教員の指導力の強化については、ベテラン教員の大量退職を受けて、近年では若手教員の採用が増加している。その影響で、新卒大学生が講師の教員として現場に赴任することもあるため、市では臨時的任用者を対象とした研修を実施している。

しかしながら、教育公務員特例法では、正規教員である教諭にのみ研修の法的義務が課されており、臨時的任用者である講師については正規教員ほど充実した研修内容や研修受講体制が整備されていない。

教諭も講師も教壇に立てば同じ「先生」であることから、講師に対する研修内容の更なる充実や受講体制の整備の拡充について課題が見受けられた。

また、教員のアンバランスな年齢構成は顕著であり、学校の中心的存在であるミドルリーダー層の不足による学校運営の課題も見受けられた。

今からミドルリーダー層の教員を増やすことは困難なため、これからの未来を担う若手教員に対する指導環境の整備や指導力強化に向けた取組を充実させていく必要がある。

教職員の働き方改革については、働き方改革に伴う関連法等の制定・改正により、長時間労働の改善や超過勤務時間の短縮が求められており、また、新型コロナウイルス感染症禍でテレワークの推進やICT化、業務の効率化等も求められているところである。

教員について国が勤務時間の上限に関するガイドラインを定めたことを受けて、市では令和元年度に在校等時間の上限を設けるとともに、教職員につき、より適切かつ客観的に勤務時間管理ができるよう取組を進めているところであるが、そのためには教職員の働き方に対する意識改革が必要であり、適切な勤務時間の管理・把握及びその対応を進める必要がある。

3. 児童生徒の学ぶ力を支えるもの

児童生徒の学ぶ力を支えるものとして、児童生徒の学びの場である学校施設や学びの支援となる学校給食施設等の検討を行った。

学校給食では、市では令和2年1月より全ての中学校で給食を開始し、小学校37校、中学校18校で完全給食を実施している。基本的には市内に3カ所ある給食センターから配食されているが、葛川小・中学校及び志賀中学校については例外的に単独調理が実施されていた。

志賀中学校について単独給食が提供されているのは、旧志賀町との合併当時の協定によるものであった。協定書には事業継続の時期を「当面の間」と定めているが、旧志賀町と合併して既に15年近くが経過しており、改めて単独給食のメリット・デメリットを整理した上で継続するか否か検討する必要があると考えられた。

また、令和元年度から、新たに東部学校給食共同調理場をPFI方式で稼働させているが、廃止された旧東部学校給食共同調理場跡地の今後については、地元の方と意見交換を行い、要望を十分に把握したうえで、まずは、教育委員会において、教育行政の行政財産目的で利活用の検討を行う必要がある。

学校施設については、少子化が進む中、学校施設の統廃合について市の検討状況の確認を行った。

学校統廃合は、集約化による教員の負担軽減と、統廃合によって生み出される人的・財政的・施設的な余剰を活用することで様々な課題の解決につながると考えられ、その点を考慮したうえで学校統廃合の検討の加速が求められる。

なお、学校統廃合に当たっては、学校の統廃合のみに焦点を当てるのではなく、地域として必要となる公共施設は何かを考え、最適配置を考える、「公共施設マネジメント」の一環として検討すべきである。

4. 学校現地調査

小学校3校・中学校3校を対象に行った学校現地調査では、特に学校徴収金について、統合型校務支援システムの整備・導入などにより学校徴収金業務の効率化が図られているところであるが、保護者の経済的負担の軽減・公平性の確保、教職員の事務負担の軽減や会計事務の透明性を図る点において課題が認められた。

5. まとめ

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。

この点について、市教育行政においても教育の課題としてとらえており、適切に対応しようとしているものと認められる。

同時に、監査の結果、ICT教育や国際理解教育といった児童生徒の学ぶ力の育成、教員の指導力の確保、教職員の働き方改革、そして学ぶ環境を取り巻く各種施設、学校統廃合など、いくつもの課題を抱えていることも判明した。

市教育委員会に、引き続きこれらの課題の解決に前向きにかつ意欲的に取り組み、次代の子どもたちの教育に邁進し続けることを期待したい。

以上